

令和7年3月10日

令和7年第1回神奈川県議会定例会

共生社会特別委員会資料

| | | |
|-----|------------------------|----|
| I | 当事者目線の障がい福祉について | 1 |
| II | 特別支援教育の推進について | 21 |
| III | インクルーシブ教育の推進について | 23 |
| IV | 部活動の地域移行について | 25 |

I 当事者目線の障がい福祉について

1 当事者目線の障がい福祉の理解促進について

「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」(以下「条例」という。)に基づく当事者目線の障がい福祉の理解促進に係る令和6年度の取組結果について報告する。

(1) 障がい者の意思決定支援の推進

ア 令和6年度の取組

(ア) 県版ガイドラインの普及

県職員が障害者支援施設を訪問し、意思決定支援の実践に必要な具体的手法を示した「県版ガイドライン」を活用して、その意義を説明し、取組を促した。

(イ) 専門アドバイザーによる助言等

意思決定支援の具体的な実践に向けて助言等をする「意思決定支援専門アドバイザー」を、昨年度のフォローアップを含む障害者支援施設27か所に派遣し、併せて、取組の経費の一部を補助した。

(ウ) 研修の実施

国の「意思決定支援ガイドライン」及び「県版ガイドライン」に基づいて、基礎的な知識や具体的な手法を学ぶ障害福祉サービス等の従事者向けの研修を実施した。

(6回開催、362名参加、2～3月に4回開催予定)

(エ) 実践報告会の開催

障害者支援施設の支援者が、意思決定支援に取り組む好事例を共有する「実践報告会」を開催した。(3回開催、103名参加)

イ 令和7年度の取組の方向性

「県版ガイドライン」の普及や専門アドバイザーの派遣などを行い、県内全域の障害者支援施設における意思決定支援の取組を、さらに推進していく。

(2) 条例の普及啓発に係る主な取組

ア 令和6年度の取組

(ア) 県民に対する取組

- ・ 「ともに生きる社会かながわ憲章」の普及啓発と併せ、イベント等で条例を周知するリーフレットを配布した。

- ・ 「当事者目線の権利擁護支援全国フォーラム in 神奈川2025」を開催した。（令和7年1月25日、26日）
- (イ) **若年層に対する取組**
 - ・ 小・中学校、高等学校の児童、生徒及び教員を対象に障がい当事者を講師とした出前講座を行った。（小学校12校（12回）、中学校4校（4回）、高等学校3校（5回））
 - ・ 県内の大学と連携し、当事者目線の障がい福祉に関する授業を行った。（横浜創英大学、神奈川工科大学など10校（11回））
- (ウ) **障がい当事者団体に対する取組**
 - ・ 障がい当事者団体が主体的に行う条例勉強会を行った。（9月15日）
 - ・ 当事者団体の打合せに参加し、本人の会ネットワークづくり等の取組を支援した。（全4回）
- (エ) **障害福祉サービス提供事業者等に対する取組**
 - ・ 職員研修や当事者の学習会等で活用することを目的に、希望する障害福祉サービス提供事業者等に条例の「みんなで読める版」を追加配布した。（104事業所、計2,204冊）
 - ・ 障がい者雇用に向けた企業交流会等において、条例のリーフレットの配布及び説明を行った。（3回、54事業所参加）
 - ・ 市町村及び県内障害者支援施設等に向け、条例及び意思決定支援の内容を学ぶオンライン研修を行った。（20市町村、15施設等参加）
- (オ) **県職員に対する取組**
 - ・ 新任管理職研修や新採用職員研修、福祉職専門研修等の階層別・職種別研修を行った。
 - ・ 津久井やまゆり園の鎮魂のモニュメント等を活用した実地研修を福祉職新採用職員等に行った。
 - ・ 各所属の「当事者目線の障がい福祉施策推進主任者」を対象に研修を行った。

イ 令和7年度取組の方向性

条例の理念の実現に向けて、さらに多くの県民が当事者目線の障がい福祉を理解し、実践につながるよう、障がい当事者等と連携するなどして、効果的な普及啓発に取り組んでいく。

2 県立中井やまゆり園における利用者支援等の改善について

令和5年7月末に策定し、令和6年7月に改定した「県立中井やまゆり園当事者目線の支援アクションプラン～一人ひとりの人生を支援する～」(以下「アクションプラン」という。)に基づく利用者支援等の改善について報告する。

(1) アクションプランの推進

ア 現状

アクションプランに掲げる4つの柱ごとにとり組を進めている。

(7) 人生に共感し、チームで支援する

これまでどのような人生を歩んできたのか、生育歴から利用者の人生を理解し共感するため、まずは、生育歴の充実に向けて取組を進めている。

a 支援改善アドバイザーとのカンファレンスを通じた生育歴の理解と人となりシートの作成

- ・ 利用者86名中18名のカンファレンスを実施し、26名について園内での事前協議を実施(令和7年1月現在)

(1) 暮らしをつくる

施設の中だけで完結していた暮らしから、当たり前前に地域で活動する暮らしに向け、次の取組を進めている。

a 秦野駅前拠点「らっかせい」での活動の充実

- ・ 花壇整備や公園清掃に加え、商店街でのリサイクル活動等の開始
- ・ 利用者実人数51名、延べ967名が参加(令和6年4月～令和7年1月)

b 近隣農家や他事業所との連携による、農作業を通じた地域連携の取組

- ・ 農業に精通した社会福祉法人の指導のもと、夏野菜の苗植えから収穫に利用者が参加
- ・ 利用者と地域の小学生らが一緒に麦畑で農作業を実施

c 園外の事業所への通所

- ・ 体験利用を含め、通所事業所へ25名、グループホームへ2名が利用(令和5年8月～令和7年1月。この間、グループホームへ移行した利用者は除く。)

(ウ) いのちを守る施設運営

「3 県立中井やまゆり園における医療・健康管理問題改革委員会等について」で別途報告

(I) 施設運営を支える仕組みの改善

- a 利用者満足度調査の実施に向けた調査方法の検討
- b ICF（国際生活機能分類）の評価シートの作成

イ 課題への対応

- ・ 停滞しているアクションプランの取組を進めるため、園と本庁の幹部職員がチームを組み、まずは利用者の生育歴の作成等を進めている。
- ・ 取組内容ごとに進捗状況や停滞する課題を把握できるよう、園とともにTODOリストを作成している。

(例) 生育歴の作成

| TODOリスト | 進捗状況 | 課題・懸案 |
|----------------------------|------|-----------------------------|
| 入所前の暮らしを訪問 (自宅、学校等) | / | |
| 家族や前施設担当者から 生育歴を聞き取り | / | 聞き取り相手の協力姿勢に 温度差がある。 |
| 担当者が成育歴を作成、 寮会議で説明し、共有 | / | 担当によって出来栄えにば らつきがある。 |
| 課長・寮長が内容を確認・ 把握 | / | 課寮長が支援現場に入って しまい、確認できない。 |
| 園長・副園長・支援部長を 交えた事前協議の実施 | / | カンファレンスに出せない 未成熟なものも多い。 |
| アドバイザーカンファレ ンスの実施 | / | |
| 誰でも確認できるよう、 園内で共有 | / | |
| 随時、エピソードの追加・ 更新 | / | |

- ・ また、令和7年4月には、アクションプランの取組を積極的に進めるため、モデル寮を園内に設置し、当事者目線に立った支援を実践し、効果的な取組を園全体に広げていく予定である。

(2) 職場環境の改善

ア 現状

- ・ 職員の不安等を解消するための取組として、アクションプランに基づき、園職員向けアンケートを実施した。
- ・ 仕事をする中で困っていることとして回答があった上位4項目（組織体制、ハラスメント、利用者支援、勤務体制）の改善を進めている。

イ 課題への対応

- ・ 令和6年12月6日、園職員向けにアンケート結果についての説明会を開催し、職場環境の改善に向けた意見交換を実施した。
- ・ 令和7年1月29日、知事が園を訪問し、職員から支援現場の生の訴えを聞き、現場で起きている問題を把握した。今後、知事が先頭に立って、問題解決を図っていく。

- 3 県立中井やまゆり園における医療・健康管理問題改革委員会等について
中井やまゆり園におけるいのちに係る深刻な課題や、令和6年10月22日に設置した県立中井やまゆり園における医療・健康管理問題改革委員会(以下「改革委員会」という。)等について報告する。

(1) いのちに係る深刻な課題

ア 利用者の機能低下に関する課題

- ・ 園の再整備(平成12年)で入所した20~30代の利用者が現在40~50代の若さで歩行機能の低下により車椅子を利用するようになった。
- ・ 現在、車椅子を利用している利用者24名のうち、16名は、40~50代である。また、車椅子を利用している24名のうち、17名は入所後に車椅子を利用するようになった。

イ 栄養に関する課題

- ・ 低栄養が懸念される利用者は34名、食事形態に配慮が必要な利用者は57名と食事リスクのある利用者が多い。

ウ 医療に関する場面での課題

- ・ 眼科検診で白内障の所見を受ける利用者は年々増加(令和5年度42名、令和6年度44名)している。(令和6年10月現在)
- ・ てんかん薬の処方にあたって、園では定期的に脳波検査をしているが、一部利用者は障害特性のため脳波検査を受けられないと職員が判断し、検査せずに服薬しているケースがある。
- ・ 健康管理に必要な知識が不十分で、職員が日常の生活場面において健康面の変化に気づくことができていなかった。

(2) 改革委員会の状況

ア 開催状況

(第1回) 令和6年12月18日(水)

- 議 題
- ・ 園での健康課題の検討
 - ・ 事例に基づく検討

(第2回) 令和7年1月28日(火)

- 議 題
- ・ 施設で起こるエラー(不適切支援)の定義・改善に向けた対応
 - ・ 個別事例に基づく検討
 - ・ 指摘を受けての園の改善事項

- ・ 中間報告に向けて 等

イ 主な意見

- ・ 園の医療体制そのものや情報共有のあり方、医療従事者同士及び医療従事者と福祉職との連携に関するガイドラインやマニュアル等のルール作りが急務である。
- ・ 記録が不十分であり、P D C Aがうまく機能していない。
- ・ 言葉で意思表示できない利用者の体調変化に気付けるよう、支援員は家庭看護レベルの対応をしっかりとできるようにする必要がある。
- ・ 通院や受診の際、話すことのできない利用者の代わりに症状を説明するため、職員の伝える力の育成が必要である。
- ・ 第1回で議論した事例の検討を継続すべきである。

ウ 今後の対応

今年度中に第3回の改革委員会を開催し、健康課題に係るガイドラインを作成するとともに、様々な事故等を職員がためらわず報告できる仕組みの構築を目指し、中間報告書をまとめる予定。

(3) 園の医療体制の拡充

- ・ 障害福祉分野で活躍していた医師である医務統括は、週1回程度、利用者の健康状態を直接確認した上で、健康診断や服薬状況などの客観的なデータをもとに、利用者の健康上の問題等について園職員に対して助言を行っている。
- ・ また、看護師である医務統括補佐は、医務統括が速やかに医療の判断するための情報提供等の役割に加え、医療安全管理などの知見に基づき、健康診断データの注意点等について園職員に対して助言を行っている。

(参考：改革委員会 委員一覧)

| 名前 | 所属 |
|----------------|--|
| 植田 耕一郎 | 学校法人日本大学歯学部 特任教授 医療法人社団光生会陵南診療所摂食リハビリテーション 嚥下部長 |
| 上野 正文 | 中井やまゆり園 医務統括補佐 |
| 大川 貴志 | 社会福祉法人同愛会 支援力向上推進室 |
| 児玉 安司 (委員長) | 学校法人東京医科大学 理事 一橋大学法科大学院 客員教授 社会福祉法人武蔵野 理事 |
| 佐藤 彰一 | 学校法人國學院大學 名誉教授 |
| 椎 崇 | 学校法人北里大学研究所 北里大学病院 薬剤部 |
| 高原 浩 | フェスティーナレンテ株式会社 代表取締役 CEO、統括施設長 |
| 田中 和美 | 県立保健福祉大学 栄養学科長 |
| 中西 晴之 | 社会福祉法人グリーン 理事長 |
| 名倉 美紀 | 株式会社コロロ発達療育センター 公認心理士 |
| 野崎 秀次 | 医療法人社団康心会汐見台病院 精神保健指定医 |
| 羽生 裕子 | 社会福祉法人コロロ学舎 児童支援部長 |
| 森 俊樹 | 社会福祉法人恩賜財団済生会神奈川県病院 副院長 |
| 山崎 元靖 | 健康医療局医務担当部長 |

4 新たな地方独立行政法人の設立について

令和5年12月に策定した「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」に基づき、令和8年4月に新たな地方独立行政法人（以下「法人」という。）を設立し、同時に中井やまゆり園を同法人による運営に移行することを目指しており、同法人の取組や設立準備の状況等を報告する。

(1) 地方独立行政法人制度の概要

- ・ 地方独立行政法人は、公共上の見地から確実に実施される必要のある事務及び事業で、地方公共団体が自ら実施する必要はないが、民間主体にゆだねた場合には実施されないおそれがあるものを効率的かつ効果的に行わせるために、地方独立行政法人法に基づき地方公共団体が設立する。
- ・ 都道府県が新たな地方独立行政法人を設立する場合には、その議会の議決を経て定款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。

(2) 設立目的

- ・ 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～の基本理念に基づき、障害者の地域生活を支援するとともに、科学的な福祉を研究及び実践し、そのために必要な人材を育成する拠点となり、福祉に関する諸課題の解決に広く貢献することにより、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域共生社会を実現する。
- ・ こうした新たな福祉施策に全国に先駆けて取り組んでいくフロントランナーとなるために、新たな地方独立行政法人を設立する。

(3) 設立時期

- ・ 科学の視点を取り入れ、再現性のある当事者目線に立ったやさしくあたたかい支援を実践し、必要な人材を育成するといった全国に先駆けた福祉の大改革を一日でも早く進めていくためには、速やかに法人を設立する必要がある。
- ・ 法人の設立準備には最短でも方針決定から2年程度の期間を要するため、令和8年4月に設立する。

(4) 法人の取組

ア 科学的な福祉の研究及び実践

福祉の現場に科学の視点を取り入れ、再現性のある当事者目線に立ったやさしくあたたかい支援を確立し、障害者の可能性を広げる。

(取組例)

- ・ どのような支援が利用者への共感力や利用者・支援者双方の満足度の向上につながるかを定量化する。
- ・ 福祉が大切にしている「やさしさ」や「思いやり」のある支援がどのような効果を上げたのかを定量化する。

イ 人材育成

科学の視点を取り入れた支援を実践し、それを広めていくことができる人材を育成し、広く輩出する。

(5) 設立準備の状況

ア 検討状況

(7) 法人の基本的事項

組織の基本的事項を定める定款について、今定例会に議案として提出した。

(イ) 組織体制

法人の取組である科学的な福祉の研究及び実践、人材育成の実行性を高めるために、研究部門と中井やまゆり園を含む生活支援・人材育成部門を柱とする組織体制の検討を進めている。

(ウ) 人事・給与制度

職員の給与、勤務時間、休暇等の勤務条件は、基本的に県の制度に準拠する方向で進めている。

(エ) 財務・会計制度

財務・会計制度の検討及び法人に出資する財産の整理・測量等を進めている。

(オ) 情報システム

情報システム基本計画に基づき、事業者に対して情報提供依頼(R F I)を実施し、調達に向けての準備を進めている。

イ 科学的な福祉の研究及び実践、人材育成の実施に向けた取組

- ・ 令和7年度に、地域資源の活用が利用者の健康やQ O Lの向上に与える影響の検証や、利用者の機能回復プログラムの作成、利用者や支援者の幸福度の定量化による分析等のプレ研究を実施する。
- ・ 法人職員のキャリアパスや研修体系等の人材育成計画の検討を進めている。

ウ 職員確保に向けた取組

法人設立当初の職員の構成は、県派遣職員とプロパー職員からなる。

(7) 県職員の派遣

新たな法人は、中井やまゆり園を母体とするものであり、法人職員のプロパー化を進める間、プロパー職員の採用状況に応じて、職員を派遣する。

そのため、令和7年1月16日に第1回福祉職向け説明会を実施するとともに、庁内ポータルを開設して法人に関する情報の発信を行っている。

(4) プロパー職員の確保

法人の職員募集案内を作成し、大学等に広く周知するとともに、職員採用試験の募集を令和7年3月3日から開始した。

(第1回職員採用試験の概要)

募集分野 福祉職

募集人数 40名程度

募集期間 令和7年3月3日～4月30日

採用予定日 令和8年4月1日

※第2回職員採用試験の募集については、令和7年5月中旬～6月下旬に予定している。

エ 施設整備等

- ・ 令和7年度に法人の役員室や研究部門等の職員の執務スペースの整備、看板の架け替えを行う。
- ・ 法人の使命等を印象付けるため、法人のシンボルとなるロゴマークを作成する。

オ 今後のスケジュール

令和7年中 神奈川県地方独立行政法人神奈川県立福祉機構評価委員会（仮称）を設置

以下の議案を上程

- ・ 中期目標案
- ・ 法人に承継させる権利を定める議案
- ・ 法人に係る重要な財産を定める条例案
- ・ 神奈川県立の障害者支援施設に関する条例の改正案

令和8年3月 総務大臣による法人の設立認可

4月 法人の設立

地方独立行政法人制度の概要

1 地方独立行政法人の定義

住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律の定めるところにより地方公共団体が設立する法人（地方独立行政法人法（以下「法」という。）第2条第1項抜粋）。

2 地方独立行政法人の種類（下線が新たな法人に該当する分類）

(1) 職員の身分による分類

- ア 一般地方独立行政法人（非公務員）
- イ 特定地方独立行政法人（公務員）

※ 特定地方独立行政法人は、「その業務の停滞が住民の生活、地域社会若しくは地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすため、又はその業務運営における中立性及び公正性を特に確保する必要があるため、その役員及び職員に地方公務員の身分を与える必要があるもの（法第2条第2項抜粋）」に限定される。

(2) 業務による分類

- ア 公立大学法人
- イ 公営企業型地方独立行政法人（病院事業の経営など）
- ウ その他の地方独立行政法人（試験研究、社会福祉事業の経営、公共的な施設の設置及び管理など）

(3) 設立形態による分類

- ア 移行型地方独立行政法人

※ 法人成立の日の前日において現に設立団体が行っている業務に相当する業務を法人成立の日以後行うもの。

※ 県職員の引継ぎ（承継又は非承継）については、職種や採用時の条件に応じて今後調整していく。

- イ 新設型地方独立行政法人

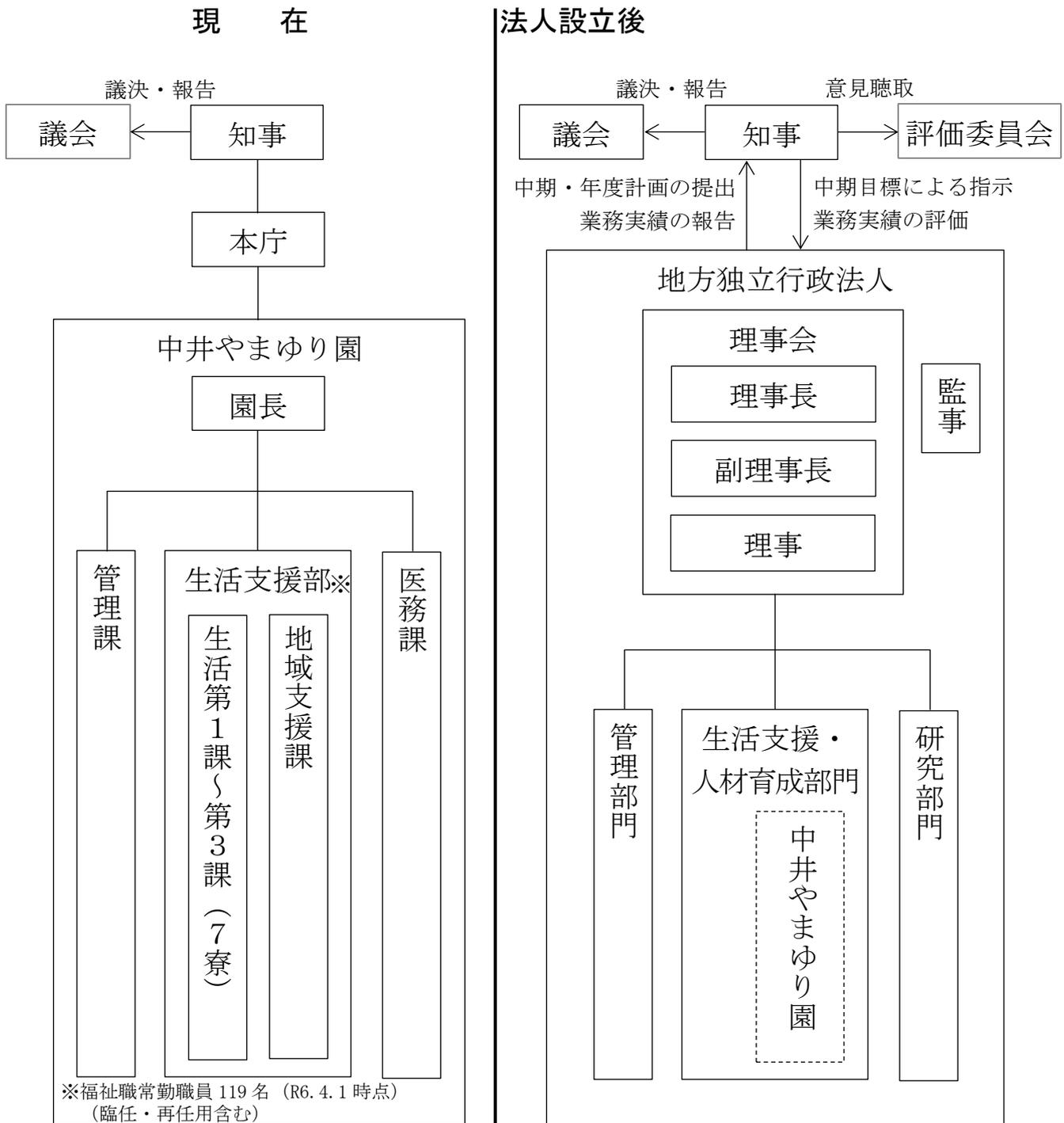
3 運営体制（県と地方独立行政法人との関係）

- ・ 県が法人を設立し、県知事が法人の理事長を任命。
- ・ 県が議会の議決を経て法人に中期目標を示し、その目標に対して法人

が策定する中期計画を知事が認可して、その計画に基づき法人が運営。

- ・ 県が法人の業務実績について地方独立行政法人評価委員会に意見を聴取した上で評価。
- ・ 県は、法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付。

<新たな地方独立行政法人の組織イメージ>



5 障害者支援施設や障害者グループホームの利用を希望する方の実態調査について

障害者支援施設や障害者グループホーム（以下「施設等」という。）の利用を希望する方の実態調査を実施しているので報告する。

(1) 趣旨

県は、障害の特性や程度によって、施設等の利用ができないといった、「当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」に基づく計画だけでは、把握できないニーズがあると考えており、国の動向を注視しながら、施設等を利用できない方の実態を調査する。

(2) 調査概要

ア 目的

施設等の利用を希望する方の理由やその背景を確認し、量的な対応だけでなく、質的にも充足できるような対応を検討する。

イ 調査対象

- (ア) 県内全市町村
- (イ) 基幹相談支援センター
- (ウ) 障害当事者・家族

※ 障害者支援施設は、国が着手した実態調査により把握する。

ウ 主な調査内容

- (ア) 障害当事者の状況
 - ・ 障害支援区分
 - ・ 障害福祉サービス等の支給決定状況
 - ・ 現在の障害福祉サービス等の利用状況 など
- (イ) 家族等の状況
 - ・ 主に介護をしている人の年齢や就労状況等
 - ・ 主に介護をしている人以外の家族の状況 など
- (ウ) 施設等の利用を希望する方の意向
 - ・ 障害当事者、家族、自治体、関係機関などの主体の特定
 - ・ 希望しているサービスの種類及び量
 - ・ 家族が入所を希望する理由 など

(I) 障害当事者が居住する地域の社会資源の状況

- ・ 地域生活支援拠点等の整備状況
- ・ 重度訪問介護等のサービス提供状況 など

(オ) 障害当事者をめぐる支援体制の整備状況

- ・ 障害者団体、NPO、保健福祉サービス等の状況 など

エ 調査方法

令和6年12月24日に市町村及び市町村を通じて基幹相談支援センターにアンケート調査を実施。

県都市町村は令和7年1月31日までの回答期限とし、政令指定都市及び中核市は令和7年3月31日までの回答期限とした。

さらに、必要に応じてヒアリングを実施する。

オ 調査結果

現在集計中（別紙参照）

(3) 対応の方向性

本調査は、県だけでなく、調査を通じて各市町村が実態を把握し、適切に対応を進めることも狙いの一つとしている。そのため回答を取りまとめた各市町村が、把握した情報を元に、あらためて地域で困難に直面している障害者への支援を速やかに進めるよう、県から通知を発出した。

引き続き、政令指定都市及び中核市からの回答を加えた上で、分析を行うとともに、中井やまゆり園元利用者の死亡事案のような事件が二度と発生しないように対応策の検討を進める。

対応の方向性としては次のとおり。

- ・ 施設等の空き情報の共有や入所調整の仕組み作り
- ・ 地域での生活を支えるための地域生活支援拠点等の機能強化
- ・ 虐待を受けている可能性があるなど、緊急度の高い方の見守りの仕組み作り

(4) 今後のスケジュール

| | |
|----------|------------------|
| 令和7年3月下旬 | 政令指定都市及び中核市の回答期限 |
| 4月以降 | 対応策の検討 |

参考

障害者支援施設等の利用希望に係る実態調査 【令和6年12月24日実施】

※現在集計中（令和7年2月12日時点 25/29市町村）

1 基本情報

(1) サービス種別ごとの希望状況

| | |
|---------------|------|
| 居住系合計（①+②+③） | 263名 |
| ①障害者支援施設のみ | 99名 |
| ②障害者支援施設+GH | 76名 |
| ③GHのみ | 88名 |
| 短期入所合計（④+⑤） | 203名 |
| ④短期入所のみ | 74名 |
| ⑤短期入所+居住系サービス | 129名 |

(2) 平均年齢

| | |
|------------------|-------|
| ①障害者支援施設のみを希望 | 40.9歳 |
| ②障害者支援施設+GHを希望 | 40.5歳 |
| ③GHのみを希望 | 41.8歳 |
| ④短期入所のみを希望 | 33.8歳 |
| ⑤短期入所+居住系サービスを希望 | 35.4歳 |

(3) 障害種別

| | 身体障害者 | 知的障害者 | 精神障害者 | 重複障害 | 未記載※ | 合計 |
|---------------|-------|-------|-------|------|------|------|
| ①障害者支援施設のみ | 7名 | 34名 | 11名 | 39名 | 8名 | 99名 |
| ②障害者支援施設+GH | 10名 | 43名 | 0名 | 22名 | 1名 | 76名 |
| ③GHのみ | 5名 | 35名 | 25名 | 20名 | 3名 | 88名 |
| ④短期入所のみ | 3名 | 18名 | 4名 | 49名 | 0名 | 74名 |
| ⑤短期入所+居住系サービス | 10名 | 64名 | 2名 | 52名 | 1名 | 129名 |
| 合計 | 35名 | 194名 | 42名 | 182名 | 13名 | 466名 |

※市町村に確認中

(4) 障害支援区分

| | 区分1 | 区分2 | 区分3 | 区分4 | 区分5 | 区分6 | 非該当・その他 | 合計 |
|------------------|-----|-----|-----|-----|------|------|---------|------|
| ①障害者支援施設のみを希望 | 0名 | 0名 | 4名 | 12名 | 23名 | 53名 | 7名 | 99名 |
| ②障害者支援施設+GHを希望 | 0名 | 1名 | 5名 | 10名 | 26名 | 34名 | 0名 | 76名 |
| ③GHのみを希望 | 0名 | 11名 | 14名 | 21名 | 14名 | 12名 | 16名 | 88名 |
| ④短期入所のみを希望 | 0名 | 3名 | 7名 | 7名 | 10名 | 40名 | 7名 | 74名 |
| ⑤短期入所+居住系サービスを希望 | 0名 | 4名 | 5名 | 19名 | 32名 | 65名 | 4名 | 129名 |
| 合計 | 0名 | 19名 | 35名 | 69名 | 105名 | 204名 | 34名 | 466名 |

2 障害者支援施設の利用希望状況

(1) 利用を希望する方

| | ①施設のみ | ②施設+GH | 合計 |
|-------------|-------|--------|------|
| 本人 | 3名 | 2名 | 5名 |
| 本人と家族 | 8名 | 4名 | 12名 |
| 本人と家族と関係機関等 | 1名 | 5名 | 6名 |
| 家族 | 50名 | 34名 | 84名 |
| 家族と関係機関等 | 10名 | 16名 | 26名 |
| 市町村、関係機関等 | 9名 | 6名 | 15名 |
| その他 | 18名 | 9名 | 27名 |
| 合計 | 99名 | 76名 | 175名 |

(2) 利用を希望する主な理由（複数回答）

| | ①施設のみ | ②施設+GH | 合計 |
|-------------------------|-------|--------|------|
| 主たる介護者が高齢または病気・療養のため | 66名 | 51名 | 117名 |
| 主たる介護者等の仕事や親族での対応が困難なため | 27名 | 38名 | 65名 |
| 父子・母子家庭 | 10名 | 11名 | 21名 |
| 虐待のリスクが高い | 5名 | 8名 | 13名 |
| 今後の利用見込みや緊急時の備え | 24名 | 17名 | 41名 |
| その他※ | 24名 | 26名 | 50名 |

※サービスの資源不足、車いす対応のGHがない、退院先など

| (3) 障害の状況 | ①施設のみ | ②施設+GH | 合計 |
|--------------------|-------|--------|------|
| 行動障害を有する方 | 35名 | 42名 | 77名 |
| 重心認定がある、もしくは重心相当の方 | 8名 | 1名 | 9名 |
| 医療的ケアを要する方 | 1名 | 3名 | 4名 |
| 上記以外 | 55名 | 30名 | 85名 |
| 合計 | 99名 | 76名 | 175名 |

| (4) どれくらいの時期に入所したいか | ①施設のみ | ②施設+GH | 合計 |
|---------------------|-------|--------|------|
| 今すぐ入所したい・させたい | 16名 | 22名 | 38名 |
| 概ね1年以内に入所したい・させたい | 14名 | 11名 | 25名 |
| 1～2年以内に入所したい・させたい | 10名 | 10名 | 20名 |
| その他 | 59名 | 33名 | 92名 |
| 合計 | 99名 | 76名 | 175名 |

3 グループホームの利用希望状況

| (1) 障害種別 ※再掲 | 身体障害者 | 知的障害者 | 精神障害者 | 指定難病等 | 重複障害 | 未記載※ | 合計 | ※市町村に確認中 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|----------|
| ②障害者支援施設+GH | 10名 | 43名 | 0名 | 0名 | 22名 | 1名 | 76名 | |
| ③GHのみ | 5名 | 35名 | 25名 | 0名 | 20名 | 3名 | 88名 | |
| 合計 | 15名 | 78名 | 25名 | 0名 | 42名 | 4名 | 164名 | |

| (2) 障害支援区分 ※再掲 | 区分1 | 区分2 | 区分3 | 区分4 | 区分5 | 区分6 | 非該当・その他 | 合計 |
|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---------|------|
| ②障害者支援施設+GHを希望 | 0名 | 1名 | 5名 | 10名 | 26名 | 34名 | 0名 | 76名 |
| ③GHのみを希望 | 0名 | 11名 | 14名 | 21名 | 14名 | 12名 | 16名 | 88名 |
| 合計 | 0名 | 12名 | 19名 | 31名 | 40名 | 46名 | 16名 | 164名 |

| (3) 障害の状況 | ②施設+GH | ③GHのみ | 合計 |
|--------------------|--------|-------|------|
| 行動障害を有する方 | 14名 | 18名 | 32名 |
| 重心認定がある、もしくは重心相当の方 | 0名 | 2名 | 2名 |
| 医療的ケアを要する方 | 0名 | 0名 | 0名 |
| 上記以外 | 62名 | 68名 | 130名 |
| 合計 | 76名 | 88名 | 164名 |

4 短期入所の利用希望状況

| (1) 障害種別 ※再掲 | 身体障害者 | 知的障害者 | 精神障害者 | 重複 | その他 | 合計 |
|---------------|-------|-------|-------|------|-----|------|
| ④短期入所のみ | 3名 | 18名 | 4名 | 49名 | 0名 | 74名 |
| ⑤短期入所+居住系サービス | 10名 | 64名 | 2名 | 52名 | 1名 | 129名 |
| 合計 | 13名 | 82名 | 6名 | 101名 | 1名 | 203名 |

| (2) 障害支援区分 ※再掲 | 区分1 | 区分2 | 区分3 | 区分4 | 区分5 | 区分6 | 非該当・その他 | 合計 |
|------------------|-----|-----|-----|-----|-----|------|---------|------|
| ④短期入所のみを希望 | 0名 | 3名 | 7名 | 7名 | 10名 | 40名 | 7名 | 74名 |
| ⑤短期入所+居住系サービスを希望 | 0名 | 4名 | 5名 | 19名 | 32名 | 65名 | 4名 | 129名 |
| 合計 | 0名 | 7名 | 12名 | 26名 | 42名 | 105名 | 11名 | 203名 |

| (3) 障害の状況 | ④短期のみ | ⑤短期+居住 | 合計 |
|--------------------|-------|--------|------|
| 行動障害を有する方 | 23名 | 87名 | 110名 |
| 重心認定がある、もしくは重心相当の方 | 11名 | 9名 | 20名 |
| 医療的ケアを要する方 | 0名 | 3名 | 3名 |
| 上記以外 | 40名 | 30名 | 70名 |
| 合計 | 74名 | 129名 | 203名 |

| (4) 利用を希望する主な理由 (複数回答) | ④短期のみ | ⑤短期+居住 | 合計 |
|-------------------------|-------|--------|------|
| 介護者等のレスパイト | 34名 | 70名 | 104名 |
| 主たる介護者が高齢または病気・療養のため | 25名 | 64名 | 89名 |
| 主たる介護者等の仕事や親族での対応が困難なため | 15名 | 27名 | 42名 |
| 自立生活に向けた経験 | 22名 | 31名 | 53名 |
| 入所施設利用に向けた経験 | 10名 | 51名 | 61名 |
| 入所施設等入所までの利用 | 0名 | 16名 | 16名 |
| その他(家族と本人の折り合いがよくない等) | 17名 | 38名 | 55名 |

6 今後の愛名やまゆり園及び厚木精華園のあり方について

令和5年12月に策定した「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」の中で示した各県立障害者支援施設（以下「県立施設」という。）のうち、愛名やまゆり園及び厚木精華園の方向性について、現在の取組状況を報告する。

(1) 愛名やまゆり園

ア 現状とこれまでの取組

- ・ 県全域からアクセスがしやすく、障害福祉サービス事業所をはじめ、地域資源が豊富な県央地域に立地している。
- ・ 建物は築38年が経過し、定員120名の大規模施設で、4人部屋が中心の多床室となっており、老朽化が進んでいることから、再整備が必要となっている。
- ・ 再整備するにあたっては、将来的に、利用者の方々が地域に溶け込んで暮らせるようにするためには、どのようなあり方がふさわしいか、外部有識者等の意見を伺いながら、検討を進める。
- ・ 県立施設として存続し、中井やまゆり園とともに、地方独立行政法人が一体的に運営することを視野に入れて検討を進める。
- ・ 指定管理は令和7年度までであり、令和8年度以降の運営方針を示す必要がある。
- ・ 県は、かながわ共同会より提出された「かながわ共同会法人改革・愛名改善等実行プラン」との整合性を図りながら、対応策をまとめた。
- ・ 将来的に目指す「地域に溶け込んだ暮らし」のイメージや再整備について、利用者、ご家族、関係団体等と意見交換を行った。

<いただいたご意見>

利用者：2人部屋で狭い、外の活動をしたい 等

ご家族：人員配置体制をしっかりとってほしい、日中活動を充実させてほしい、地域生活移行や規模縮小は丁寧に進めてほしい 等

当事者：施設は、地域に障がい者を受け入れる受け皿ができるまでは必要かもしれないが、将来的には廃止し、地域で暮らせると示す方が良い 等

イ 今後の対応

指定期間を2年間延長し、再整備や地方独立行政法人による運営を視野に入れ、引き続き、以下の検討を行う。

- ・ 地域に溶け込んだ暮らしの検討
- ・ 地域生活移行の推進
- ・ 組織執行体制の検討

(2) 厚木精華園

ア 現状とこれまでの取組

- ・ 市街地から離れた立地であり、園外での日中活動の機会や地域との交流の場が少ない状況である。また、高齢の知的障害者支援のモデル施設であったことから高齢者が多く、地域生活移行が進んでいない。
- ・ 隣接地は土砂災害特別警戒区域に指定されている。
- ・ 建物は築29年が経過し、定員112名の大規模施設で、2人部屋が中心の多床室となっている。
- ・ 指定管理は令和7年度までであり、令和8年度以降の運営方針を示す必要がある。
- ・ 利用者、ご家族等の意見を伺い、また、民間法人等と意見交換を重ねながら、移譲方針等を検討している。
- ・ 民間移譲にあたって、この地域での事業展開を検討するため、近隣で障害福祉サービス事業所を運営する複数の民間法人から、現在の運営状況、課題、今後の運営の方向性等のヒアリングを行った。

イ 今後の対応

指定期間が満了する令和8年度以降の運営体制については、指定期間を2年間延長し、引き続き、民間移譲に向け次の検討を行う。

- ・ 地域に溶け込んだ暮らしの検討
- ・ 地域生活移行の推進
- ・ 移譲条件の整理

(3) 今後の県によるチェック体制について

これまで、県は、愛名やまゆり園及び厚木精華園で虐待事案が発生するたびに、指定管理者制度に基づく随時モニタリング等を実施してきたが、今後、指定期間を延長する間は、次のとおり改善状況のチェック体制を強化する。

- ・ 当事者目線の支援の実践、日中活動の充実及び地域生活移行を推進するため、県職員の派遣等を計画し、法人指導を実施
- ・ 県による随時モニタリングの強化（専門家、障害当事者）
- ・ 改善策の進捗管理をする法人の第三者委員会の選任にも県が関与
- ・ 定期的な議会への報告

（参考：施設の概要）

| 施設名 (所在地) | 管理方法 | 主な対象 | 定員 | 築年数 (部屋) |
|------------------|------|-------|------|-----------------|
| 愛名やまゆり園 (厚木市) | 指定管理 | 知的障害者 | 120人 | 築38年 (多床室中心) |
| 厚木精華園 (厚木市) | 指定管理 | 知的障害者 | 112人 | 築29年 (多床室中心) |

II 特別支援教育の推進について

「かながわ特別支援教育推進指針」に基づき、県立特別支援学校の新校等整備や医療的ケア児支援のための環境整備を進める。また、卒業後の自立と社会参加を見据え、一人ひとりの障がいの状態等に応じて、必要な支援を行うために情報機器等の整備を進める。

1 県立特別支援学校の新校等整備

(1) 横浜東部方面特別支援学校の整備

旧菅田小学校跡地（横浜市神奈川区菅田町）に県立特別支援学校（知的障害教育部門及び肢体不自由教育部門）を新設するため、基本設計を行う。

(2) 川崎南部方面特別支援学校の整備

旧河原町小学校跡地（川崎市幸区河原町）に県立特別支援学校（知的障害教育部門）を新設するため、基本・実施設計を行う。

(3) 湘南方面特別支援学校の整備

総合教育センター旧亀井野庁舎（藤沢市亀井野）を増改築し、肢体不自由教育部門を設置するため、実施設計及び整備工事を行う。

| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 | 令和13年度 |
|----|-------|---------|-------|-------|-------|-----------|---------|-----------|---------|
| 横浜 | 測量調査 | 調査設計 | 基本設計 | 実施設計 | | | 新築工事 | 〇 設置予定 | ◎4月開校予定 |
| 川崎 | 調査設計 | 基本・実施設計 | | | 新築工事 | 〇 設置予定 | ◎4月開校予定 | | |
| 湘南 | 基本設計 | 実施設計 | | 増改築工事 | | ◎4月開設予定 | | | |

(4) その他

保土ヶ谷支援学校（横浜市保土ヶ谷区権太坂）の高等部知的障害教育部門における生徒数の増加を見据え、プレハブ校舎の新設などを行う。

2 県立特別支援学校における医療的ケア児支援のための環境整備

(1) 看護師の適正配置

医療的ケアの必要な児童・生徒を支援し、より安全に学べる環境を整備するため、看護師を増員配置する（74人 ⇒ 79人）。

(2) 医療的ケア児の通学支援

スクールバスに乗車できない医療的ケア児の通学について、福祉車両等を活用した支援を実施する（80人）。

3 県立特別支援学校における情報機器等の整備

(1) 小・中学部の情報機器の更新等

1人1台端末環境の確保のため、公立学校情報機器整備基金積立金を活用し、小・中学部の情報機器の更新等を行うとともに、タブレット端末を新規配備する。

(2) 高等部新1年生の1人1台端末の整備

就学奨励費を活用し、高等部新1年生の1人1台端末を整備する。

(3) 電子黒板の整備

1人1台端末を活用した教育活動の充実を図るため、電子黒板を整備する。

Ⅲ インクルーシブ教育の推進について

本県では、「支援教育」の理念のもと、共生社会の実現に向け、すべての子どもが、同じ場で、共に学び共に育つことをめざして、小・中学校から高校まで連続性のある取組を展開しながら、インクルーシブ教育を推進している。

1 令和6年度の主な取組

(1) 義務教育段階

○ 校内支援体制整備事業

- ・ 政令市を除く全ての市町村の小学校を各1校（計30校）指定し、教育相談コーディネーター（教員）を中心とする校内支援体制を整備
- ・ コーディネーターの負担軽減等を図るため、非常勤講師を配置
- ・ 指定校における成果を収集し、各市町村教育委員会と共有

(2) 高等学校段階

○ インクルーシブ教育実践推進校

- ・ 茅ヶ崎高等学校など18校を指定し、知的障がいのある生徒を対象とした特別募集を実施。また教職員を増員配置し、校内支援体制を整備
- ・ 令和6年度から新たに指定した保土ヶ谷高等学校など4校で、リソースルーム等の設備を整備

(3) その他

県民の理解・啓発を図るため、インクルーシブ教育推進フォーラムを開催（2回）

2 令和7年度を取組

校内支援体制整備事業やインクルーシブ教育実践推進校の取組を継続するとともに、インクルーシブ教育推進フォーラムを引き続き開催する。

3 フルインクルーシブ教育推進市町村の取組

(1) 令和6年度の主な取組

- ・ フルインクルーシブ教育推進市町村に指定した海老名市と連携し、推進会議を3回開催するとともに、調査部会を設置し、取組方策等について検討

- ・ 市民、教職員、障がい者団体等との対話や、メタバースを活用したタウンミーティングの開催など、啓発・意見交換を実施

(2) **令和7年度の取組**

- ・ 引き続き、県民等との対話を実施し、機運を醸成

IV 部活動の地域移行について

令和5年度～令和7年度の改革推進期間において、各市町村が、地域の実情に応じて中学校部活動の地域移行の取組を進められるよう、令和5年10月に示した「公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針」に基づき実施する、各市町村への支援に係る今年度及び次年度の取組について報告する。

1 主な取組

(1) 県部活動地域移行連絡会等の開催

- ・ 各市町村や地域のスポーツ・文化芸術団体等が、部活動の地域移行に係る国の動向や県内外の先行事例等を共有する連絡会及び広域的な課題等を協議する会議を開催
- ・ 次年度は、連絡会等の開催に加えて、国の動向を注視しつつ、県の方針の改訂に向けて検討する予定

(2) 地域クラブ活動コーディネーター配置

- ・ 各市町村の地域移行の取組や検討状況の把握、広域連携が必要な地域の支援や、近隣市町村間の連携に係る情報共有など、各市町村の体制整備を支援する地域クラブ活動コーディネーターを2名配置し、県内全市町村を訪問し聞き取りを実施
- ・ 次年度も引き続き各市町村を訪問し相談・支援を行う予定

(3) 広域的な指導者人材バンクの利用促進

- ・ 部活動の地域移行に伴い指導者を広域的に確保するため、「かながわ地域クラブ活動指導者データベース」を運用
- ・ 次年度は、利便性・機能性の向上を図るため、当該データベースのシステム化を行う予定
- ・ 指導者の資質向上のため、登録希望者に対して体罰・ハラスメントの防止等の研修を行う「地域クラブ活動指導者研修講座」を対面形式で実施
- ・ 次年度は、利便性の向上を図るため、当該研修講座のオンライン化を行う予定

(4) 地域クラブ活動への移行に向けた実証事業

- ・ 運営団体・実施主体等の体制整備、技術指導を行う指導者の確保、関係団体・分野との連携等について、先行的に取り組む市町村で実証事業を実施
- ・ 次年度も引き続き行う予定